

2-3 フリーランス等

- ✓ フリーランスには、労働法や社会保険は適用されますか？
- ✓ フリーランス保護を強化する動きがあると聞きましたが、どのようなものですか？
- ◎ 労働法等は原則として適用されませんが、実態が労働者である場合は適用されます。
- ◎ フリーランスの保護を図るため、国が法律を定め(令和6年11月1日施行)、労災保険の適用の適用拡大や相談窓口の設置などが行われています。

働き方の類型

- 就職するとき、正社員、契約社員、派遣社員、パートタイマー・アルバイト等として働くときは、労働契約を結びます。労働契約に基づいて働く労働者は、労働法の保護が受けられます。
- 委託契約、請負契約を結んで働くときは、労働法の適用を受けず、国民健康保険や国民年金に自分で加入しなければなりません。「1件につきいくら」という契約になるので、残業代などはありません。トラブルが発生した場合、労働行政機関は利用できず、基本的に民事裁判で解決します。

	労働契約	委託契約	請負契約
契約の目的	労務に服すること	特定の業務の処理	仕事の完成
適用法規	労働契約法・労働基準法などの労働法規全般	民法	民法
当事者	使用者と労働者	委託者と受託者	注文者と請負人
両者の関係	支配・従属関係	対等	対等
指揮監督関係	あり	なし	なし
身分	労働者	事業主	事業主
報酬	賃金	報酬	報酬
労災保険	○	○※	○※
雇用保険	○	×	×
健康保険	○	×	×
厚生年金保険	○	×	×

※令和6年11月1日より、全業種で特別加入ができるようになりました。

- 契約書に「委託」や「請負」と表示されていても、働き方の実態が「労働者」と言えれば、労働契約と判断されることがあります。次のような判断基準があります。
 - ①仕事の依頼、業務従事に対する諾否の自由がないこと
 - ②勤務時間・勤務場所の指定があること
 - ③業務用器具の負担がないこと
 - ④報酬が労働自体の対償であること

フリーランス

- フリーランスとは、令和3年に国が作成した『フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン』では、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」とされています。フリーランスは労働契約に基づかず、委託契約や請負契約によって働きます。
- フリーランスには、従来のいわゆる一人親方も含まれ得る一方、個人がインターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負ういわゆるギグ・ワーカーや、自転車等を使用して配達を行う者など、新しいタイプのフリーランスも増えています。
- このような状況を背景に、フリーランスの保護強化を図るため、上記ガイドラインが作成されました。また、労災保険(18ページ参照)について、従来の一人親方等や特定作業従事者の特別加入の枠が広げられ、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、創業支援措置等に基づき事業を行う方、ITフリーランス、自転車配達員、アニメーション制作作業従事者、芸能関係作業従事者などにも特別加入が認められるようになりました。ただし、加入手続きは、特別加入団体を通じて行います。
- フリーランスの場合、形式的には委託契約や請負契約に基づいていても、実態としては雇用に近い働き方を強いられている場合があり、トラブルが生じることが多くなっています。そのため、雇用関係によらない働き方をする方々のための無料の相談窓口として「フリーランス・トラブル110番」が設けられています。
- 令和6年11月1日より、フリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、取引条件の明示、給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内での報酬支払い、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられました。

労働者協同組合

- 労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。従来の「労働者が使用者に使用される」という関係性を脱し、労働者が主体的に事業を運営することを目的として生まれたものです。
- 令和4年10月に施行された労働者協同組合法により、法人格のある労働者協同組合が設立できるようになりました。
- 同法に基づいて設立される労働者協同組合は、その組合員と労働契約を締結します。(組合が労働法規を遵守しなければなりません。)
- 労働者協同組合の設立が進むことで、多様な就労の機会が創出されるとともに、地域における多様な需要(地域課題の解決)に応じた事業が実施されることが期待されています。
- 組合成立の届出など労働者協同組合法における各種届出や書類の提出は、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が取り扱います。

フリーランス等に関する関係機関・相談先

- ☞ フリーランス・トラブル110番(50ページ)
- ☞ 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課(50ページ) ※労働者協同組合法関係
- ☞ 「働く人の相談室」ほか労働相談窓口(48ページ)